

# 新型コロナウイルス関連補助金制度等のご案内

このコーナーでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者が活用できる補助金制度等についてご紹介します。経済活動が元の状態に戻るにはまだまだ時間を要します。必要な施策を効果的に活用し、健全な事業活動にお役立てください。(7月1日時点の情報です)

## 社員の雇用を守るため休業手当を支払う方へ

### 【国】雇用調整助成金

国は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で売上が減少した事業者が、休業手当を支給して従業員を休ませた場合、その費用の一部を助成しています。「売上高等の生産指標の減少要件緩和」「雇用保険の対象でない労働者も助成対象に算入可能」「解雇を行わない場合、助成率を中小企業で9/10、大企業で3/4に拡大」「一定条件を満たせば助成率が10/10に拡大」「休業等実施計画届の提出が不要」「助成額の上限引き上げ」などの特例措置の対応期間が9月30日まで延長となりました。また、小規模業種の申請手続きが大幅に簡略化されております。

(お問合せ先) 雇用調整助成金等相談コールセンター 0120-60-3999 (予約制)

### 【福井商工会議所】雇用調整助成金 無料相談会

福井商工会議所では、ふくい働き方改革推進支援センターと連携して、毎週水曜日に社会保険労務士による雇用調整助成金の無料相談会を開催しています。

(お問合せ先) 福井商工会議所 創業・経営支援課 0776-33-8283

## 新たな取組みで販売促進に取り組む方へ

### 【国】小規模事業者持続化補助金

対象事業者	小規模事業者(製造業等で従業員20名以下、商業サービス業で従業員5名以下)
対象経費	小規模事業者が、地域の商工会議所または商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む際の費用
補助上限額	(一般型)50万円 (コロナ特別対応型)100万円 ※一般型は創業特例、特例事業者上乗せ、事業再開枠上乗せあり ※コロナ特別対応型は特例事業者上乗せ、事業再開枠上乗せあり
補助率	2/3(コロナ特別対応型の類型B・Cの場合は3/4)
公募締切	(一般型)令和2年10月2日(金) (コロナ特別対応型)令和2年8月7日(金)
お問合せ先	福井商工会議所 創業・経営支援課 TEL:0776-33-8283

## テレワーク(在宅勤務)に取り組む方へ

### 【県】テレワーク(在宅勤務)奨励金

対象事業者	働き方改革の推進に向け、従業員の離職防止および多様な人材の活用を図るため、テレワーク制度を導入し、利用者が出た事業所
奨励金額	(利用促進取組)20万円 (新規雇用取組)40万円 ※非正規従業員の場合20万円
届出締切	令和3年1月29日(金)
お問合せ先	福井県 労働政策課 TEL:0776-20-0389

## 売上減少で月々の支払いにお困りの方へ

### 【県】新型コロナウイルス感染症対応資金

(条件により3年間無利子) 7/1 現在

融資対象	売上減少5%以上、かつ市町でセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた中小・小規模事業者
融資限度額	4,000万円
返済期間	10年以内(据置5年以内)
貸付利率	1.0%以下(売上減少5%以上)、0.9%以下(売上減少15%以上)
利子補給要件	個人事業主は無条件、法人は売上減少15%以上
保証料	無料(ただし、売上減少5%以上の法人のみ0.425%負担あり)
お問合せ先	最寄りの金融機関、または福井県信用保証協会 TEL: 0776-33-1800

### 【国】新型コロナウイルス感染症特別貸付

(条件により3年間無利子) 7/1 現在

融資対象	売上減少5%以上の中小・小規模事業者
融資限度額	8,000万円(国民生活事業)
返済期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内(据置5年以内)
貸付利率	3年目まで0.46%、4年目以降1.36%
利子補給要件	個人事業主は無条件、小規模事業者は売上減少15%以上、中小企業者は売上減少20%以上
お問合せ先	日本政策金融公庫福井支店国民生活事業 TEL: 0776-33-1755

### 【国・商工会議所】新型コロナウイルス対策マル経融資

(条件により3年間無利子) 7/1 現在

融資対象	売上減少5%以上の小規模事業者
融資限度額	1,000万円
返済期間	運転資金7年以内(据置3年以内)、設備資金10年以内(据置4年以内)
貸付利率	3年目まで0.31%、4年目以降1.21%
利子補給要件	個人事業主は無条件、小規模事業者は売上減少15%以上
お問合せ先	福井商工会議所 金融・税務相談課 TEL: 0776-33-8284

### 【国】持続化給付金

給付対象	2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で売上(事業収入)が50%以上減少した月が存在する中小企業者
給付上限金額	法人企業200万円、個人事業主100万円
申請期間	令和2年5月1日~令和3年1月15日
申請方法	持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請 (ホームページアドレス) <a href="https://jizokuka-kyufu.jp">https://jizokuka-kyufu.jp</a>
提出が必要な書類	・前年度の確定申告書第一表の控え ・売上50%減少月の売上がわかるもの ・給付金の振込先口座の通帳の写し ・本人確認書類の写し(個人事業主) ・法人事業概況説明書の控え(法人企業) ※いずれの書類も電子申請時はPDF・JPG・PNGファイルのいずれかで提出する必要があります
お問合せ先	持続化給付金事業コールセンター TEL: 0120-115-570